

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊捜一第228号

令和5年6月9日

SNSで実行犯を募集する手口等による強盗、窃盗、特殊詐欺等事件における実行犯に対する適正な科刑の実現に向けた取組の推進について（通達）

SNSで実行犯を募集する手口等による組織的な強盗、窃盗、特殊詐欺等事件が全国の様々な地域で発生しているところ、当県においても、「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」の決定について（通達）」（令和5年4月6日付け熊生企第311号）において、この種事案に対して早急に取り組むべき対策を掲げ、諸対策を強力に推進している。

緊急対策プランの「実行犯を生まないための対策」のうち、「強盗や特殊詐欺の実行犯に対する適正な科刑の実現に向けた取組の推進」においては、この種事案の犯罪者グループ等における実行犯に対する適切な科刑を実現すべく、余罪の積極的な立件、令和4年12月に法定刑の引上げ等がされた組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）の適用等を推進することとされている。

各所属にあっては、同方針に基づき、実行犯や共犯者の取調べ、スマートフォンや防犯カメラ画像の解析等を徹底するとともに、関係部門はもとより、主管課を通じて、関係都道府県警察と情報共有するなどして、本件はもちろん、余罪事件についても積極的に立件されたい。

また、各種犯罪の事件化に当たっては、「犯罪収益関連犯罪の取締り及び犯罪による収益の剥奪の更なる推進について（通達）」（令和4年1月11日付け熊組対第72号）及び「特殊詐欺等に係る犯罪収益関連犯罪の積極的な取締り及び犯罪による収益の剥奪の更なる推進について（通達）」（令和4年12月27日付け熊組対第3803号）などに基づき、組織犯罪対策課と緊密に連携するなどして、組織的犯罪処罰法についても、時機を逸することなく積極的に適用されたい。